

香川県条例第66号

香川県情報公開条例の一部を改正する条例

香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
前文	前文
第1章 略	第1章 略
第2章 略	第2章 行政文書の公開等
第1節 行政文書の公開（第5条— <u>第17条</u> ）	第1節 行政文書の公開（第5条— <u>第17条の2</u> ）
第2節 不服申立て（ <u>第18条</u> ・第19条）	第2節 不服申立て（ <u>第17条の3</u> —第19条）
第3節 略	第3節 略
第3章・第4章 略	第3章・第4章 略
附則	附則
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。	第2条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（次項に規定する公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。	2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに香川県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。
(行政文書の公開義務)	(行政文書の公開義務)

第7条 略

(1) 略

ア・イ 略

ウ 公務員等（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び出資法人（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人であるものを除く。）のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）

エ 略

(2) 法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ず

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 略

ウ 公務員等（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び出資法人（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人であるものを除く。）のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）

エ 略

(2) 法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、公社及び出資法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又

るおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ・エ 略

オ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 略

(6) 県の機関の要請を受けて、個人又は法人等から、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

(7) 略

(手数料)

第17条 前条第1項の規定により実施機関が行う行政文書の公開を受けるものは、別表第2に掲げる額の手数料を県に納入しなければならない。ただし、公益のため必要があるものとして規則で定める場合は、規則で定めるところにより、これを減免することができる。

は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、公社及び出資法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、公社又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、公社又は出資法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ・エ 略

オ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、公社又は出資法人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 略

(6) 県の機関又は公社の要請を受けて、個人又は法人等から、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

(7) 略

(手数料)

第17条 前条第1項の規定により実施機関(公社を除く。)が行う行政文書の公開を受けるものは、別表第2に掲げる額の手数料を県に納入しなければならない。ただし、公益のため必要があるものとして規則で定める場合は、規則で定めるところにより、これを減免することができる。

2 前項の手数料は、全て前納とする。ただし、知事又は病院事業の管理者において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3・4 略

2 前項の手数料は、すべて前納とする。ただし、知事又は病院事業の管理者において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事又は病院事業の管理者において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

4 知事又は病院事業の管理者は、第1項の手数料の減免に関する苦情の申出があった場合において必要があると認めるときは、当該苦情の処理について香川県情報公開審査会の意見を聴くものとする。

(公社が行う公開に係る手数料)

第17条の2 第16条第1項の規定により公社が行う行政文書の公開を受けるものは、前条第1項の手数料の額を参照して当該公社が定める額の手数料を当該公社に納入しなければならない。

2 公社は、前条第1項ただし書の規定による減免に関する定めを参照して公社の定めるところにより、前項の手数料を減免することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、公社が行う公開に係る手数料について準用する。この場合において、これらの規定中「知事又は病院事業の管理者」とあるのは、「公社」と読み替えるものとする。

(公社に対する異議申立て)

第17条の3 公社の公開決定等について不服があるものは、当該公社に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

(審査会への諮問)

第18条 略

第18条 略

第20条 略

2 第17条の規定は、前項の規定により行政文書の公開を受けるものについて準用する。

第20条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから、行政文書の公開の申出があったときは、これに応ずるように努めるものとする。

2 第17条及び第17条の2の規定は、前項の規定により行政文書の公開を受けるものについて準用する。

(情報公開審査会)

第21条 略

第21条 第18条の規定による諮問に応じて審査を行うため、香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 略

2 審査会は、前項の審査を行うほか、情報公開制度の運営に関する重要事

3 審査会は、前2項に定めるもののほか、第17条第4項の規定により意見を求められた苦情の処理について、知事又は病院事業の管理者に意見を述べることができる。

4～10 略

項について、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、前2項に定めるもののほか、第17条第4項（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により意見を求められた苦情の処理について、知事、病院事業の管理者又は公社に意見を述べることができる。

4～10 略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 香川県土地開発公社が保有する行政文書の公開その他改正前の香川県情報公開条例に基づく事務については、香川県土地開発公社の清算が結了するまでの間は、なお従前の例による。